

道路使用許可申請書

令和 8年 6月30日

清水警察署長 殿

申請者 住所 静岡市清水区春日1-5-15

ファムス桜橋 2階北

氏名 株式会社浅沼組 加藤 修二



道路使用の目的	公共雨水管布設のため (令和7年度 下事工第2801号大沢排水区大沢雨水渠築造その1工事)		
場所又は区間	静岡市清水区春日2丁目外2 地内		
期 間	令和 8年 7月 12日 6時から 令和8年 10月 11日 6時まで 工事抑制期間は工事を行いません。		
方法又は形態	道路上に重機等を配置して作業を行う。 車線減少、車両通行止め（昼間、夜間） 交差点一路線を通行止め 歩道幅員減少		
添 付 書 類	見取図、交通規制図、道路占用許可申請書 他		
現 場 住 所	静岡市清水区春日1-5-15 ファムス桜橋 2階北		
責 任 者 氏 名	加藤 修二	電 話	054-340-1161

第 号

1 1638

道路使用許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

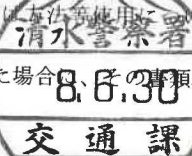
条 件	1 交通整理人を配置して安全を確保すること 2 標識、安全防護柵等を設置し、安全を確保すること 3 車両通行止めで施工する箇所には車両通行止めの標識と迂回地点には誘導員の配置、迂回路の表示を提出すること 4 歩行者の通行路を確保すること 5 落下物、飛散物による危険防止の措置を講ずること 6 作業車の設置は作業時間帯のみにすること 7 片側交互通行とする場合は、相互に連絡をして片側交互による交通整理を実施すること 8 仮復旧の際には、現状回復措置を確実にすること 9 夜間は工事区域が確認できるよう工事区域の周辺には赤色注意灯を点灯しておくこと 10 通行車両が滞留した際は工事を中断し、渋滞の解消に努めること 11 通行車両が滞留した際は、工事を一時中断し、車両を移動させ、安全に通行させること
-----	--

令和 8年 7. 2 日

清水警察署長



- 備考 1 申請人が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等について必要な事項を記載すること。
- 3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合、その事項名を記載すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4版とする。



この処分が不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対し、審査請求をすることができます。なお、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

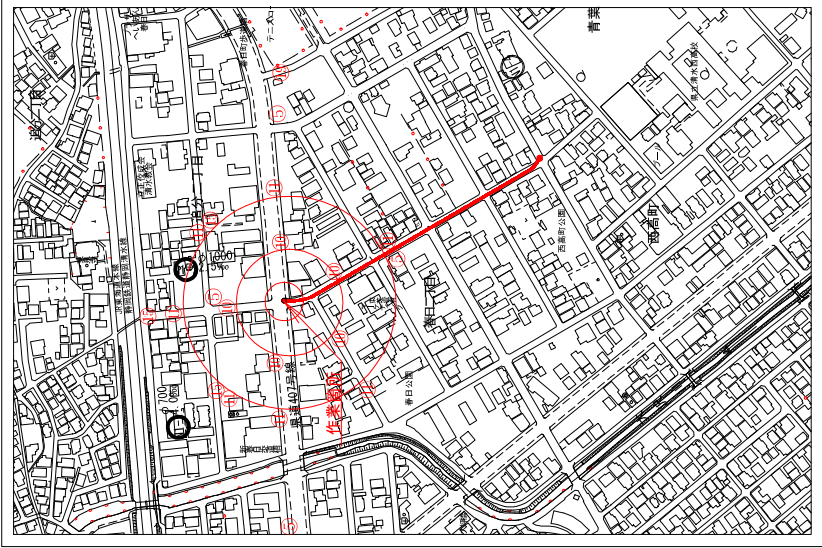
2 処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告とし、（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）提起することができます。日から起算して1年以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に処分の取消しの訴えを提起することになります。

交通保安対策図

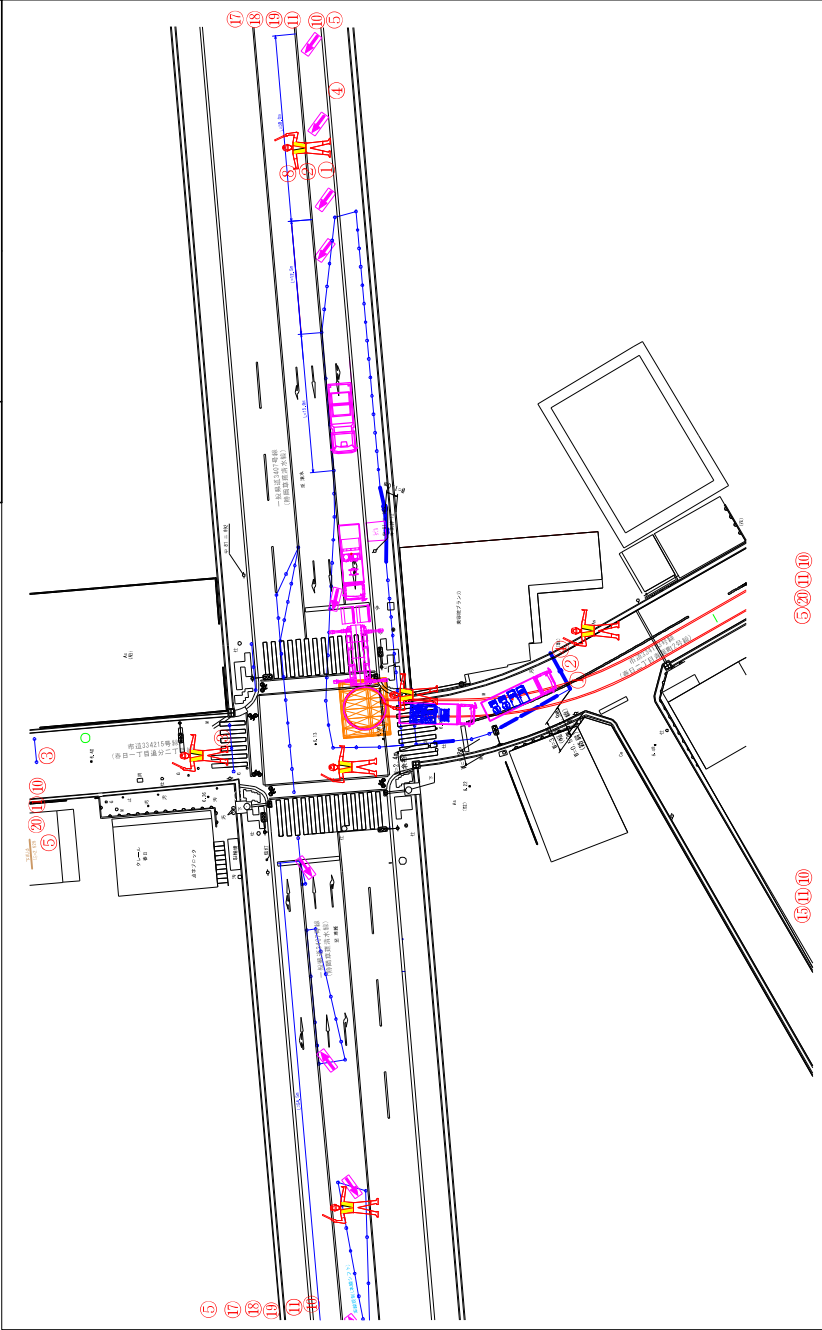
発進立坑 推進工

作業内容	発進立坑 推進工
時間帯	21:00～6:00
規制	車 通 市道車両通行止、車線規制（車線減少）
歩 道	幅員減少
期 間	

一般平面図 S=1/2500



平面図 S=1/250



凡例

① 道路工事中	② 徐行	③ 車両通行止	④ 工事標示板	⑤ 迂回案内板	⑥ 工事予告	⑦ 矢印板	⑧ 指方方向通行禁止	⑨ 黄色回転灯	⑩ ネットフェンス	⑪ カラーコーン	⑫ チェーンフライト
⑩ 50m先工事中	⑪ 100m先工事中	⑫ 片側交互通行	⑬ 停止位置	⑭ 歩行者通路	⑮ 通行可	⑯ 車線減少	⑰ 車線減少	⑱ 右(左)車線へ	⑲ 右左折禁止	⑳ 通行止予告	㉑ 交通誘導員

